

遺言書の相談対応

～自筆証書遺言の方式緩和・法務局保管制度を含めて～

令和4年2月5日
湘南支部 渡辺和也

質問①「夫婦で一緒に一つの遺言書を書くことはできますか。」

答例 「一つの遺言書に複数の遺言者があるものは無効になります。夫と妻で、別々にお作りください。」

説明 共同遺言は無効（民法975条）。共同遺言かどうかの解釈については判例を参照。

- ・無効（最判昭和56.9.11）共同遺言者のうち一人の自署がなくても共同遺言と解し無効
- ・有効（東京高決昭和57.8.27）形式上共同遺言であるが、実は単独遺言であり、単独の自筆証書遺言として有効
- ・有効（最判平成5.10.19）2つの遺言書が容易に分離可

質問②「自筆証書遺言と公正証書遺言は、どう違いますか」

答例 「一般的に、自筆証書遺言は、紙とペンと印鑑だけで作ることができ、手間と費用がかからない反面、他人からチェックがされず不備がある可能性があることと、相続発生後に家庭裁判所で検認が必要という手間があります。」

「公正証書遺言は、公証人という法律専門職が作成するため内容の不備はほぼ心配ないことと、家庭裁判所での検認が不要である反面、費用や、公証役場に行く手間（出張も可だが費用割増）がかかります。」

「自筆証書遺言でも、法務局に預ける手続きをすれば、検認が不要となります。」

説明 遺言は法定の要件を備えなければ無効となる。その点、公正証書であればその可能性はほぼない。紛失・改ざん等の心配もない。また、公証人や複数の証人がいることで、

本人意思であること、遺言能力があることが、ある程度担保され、筆跡違いによる争いもない。つまり、訴訟等のリスクを低減できる。費用と手間が許せば、確実な公正証書をすすめたい。

ごく簡単な内容であれば、自筆証書も選択肢にはなると思われる。自筆証書遺言保管制度については、後に触れる。

質問③「公正役場はどこにありますか。」

答例 「この近くでしたら、藤沢と平塚にあります。」

説明 藤沢は駅から少し歩く必要がある。駐車場は2台分ある。平塚は駅から至近である。駐車場の他、有料駐車場が周辺にある。なお、国内であればどこの公正役場を利用するかは、遺言者が自由に選べる。

公正人に自宅や病院等に出張してもらうことも可能だが、報酬が割増になる。また、出張は、公正人が所属する法務局の管轄内のみである（横浜地方法務局所属の公正人であれば、神奈川県内）。

質問④「公正役場に行けば、遺言書をすぐ作ってもらえますか。」

答例 「予約が必要です。また、事前にどのような内容にするか打ち合わせも必要です。どのような内容にするかをよく考えて決めてから、ご連絡されるほうがよいでしょう。」

説明 すぐに予約が取れることは少ない。また、内容の打ち合わせについては、遺言者の希望がそれなりに固まっていないと、公正人も対応できないことが多い。登記や税務の相談も不可である。したがって、まず遺言者がどのような遺言内容にするか、自分の考えをまとめた上で、公正人に原案を提示し、文案確定後に予約を取るのが一般的である。

質問⑤「公正証書遺言の費用はどれくらいかかりますか。」

答例 「公正役場の手数料は、誰がいくら相続するかで決まります。例えば長男が500万円相続すると1万1千円、妻が3千万円相続すると2万3千円で、合計3万4千円です。相続財産全体が1億円以下の場合、1万1千円を足しますので、合計4万5千

円です。あと若干の用紙料がかかります。詳しくは公証役場にお尋ねください。なお、行政書士等に依頼した場合の報酬は、これとは別にかかります。」

説明 よく聞かれる質問である。回答は大まかでよい。相談対応の際は、公証役場の手数料表を用意しておくといよい。

質問⑥「遺言書はどう保管したらよいですか。」

答例 「見つけてもらいやすい場所に保管してはどうでしょうか。中身を知られたくない場合は、封筒に入れ、封をすることもできます。」

説明 封筒に入れたり、封をしたりするのは任意である。ただし、封をした場合は、他の者は勝手に開封してはならない（民法第1004条第3項）。自筆証書保管制度を利用した場合、原本は法務局に保管される（写しを作るべき）。誰かが閲覧等をするると相続人に通知される。公正証書の場合、原本は公証役場に保管されるが、正本等は遺言者に渡される。

質問⑦「妻に全部相続させる遺言で、先に妻が亡くなった場合はどうなりますか。」

答例 「基本的には、妻に全部相続させる遺言は無かったこととなります。遺言者（夫）について他の相続人がいれば、その方々が全遺産を相続することとなります。相続人が複数いれば、通常の遺産分割協議が必要になるでしょう。自動的に妻の相続人に相続されることはない、とお考えください。」

『妻が遺言者より先又は遺言者と同時に死亡した場合は、妻に相続させるとした財産を〇〇に相続させる（又は遺贈する）』と書いておくこともできます。」

説明 遺言に記載されていた受益相続人等が先に死亡した場合、受益相続人等の相続人が遺言内容を引き継げそうに思われるが、判例は否定的である。
予備的遺言（補充的遺言）の説明をするとよい。

質問⑧「息子とは折り合いが悪いので、その孫に相続させる遺言を書きたい。」

答例 「遺言者の死亡時に息子さんがご存命の場合、お孫さんは相続人ではないため、遺贈するということになります。しかし、遺言者の死亡以前に、息子さんが亡くなっていれば、お孫さんは相続人になりますので、一般的には『相続させる』としたほうがよいでしょう。」

「そこで『遺言者の所有する財産甲を孫Aに遺贈する。ただし、遺言者についての相続開始時に、孫Aが遺言者の相続人である場合は、遺贈するを相続させると読み替える。』と書くこともできます。」

「遺言者の死亡時に息子さんがご存命の場合は、息子さんは相続人になります。遺言でもその権利を完全に奪うことはできません。具体的には、息子さんは、法定相続分の半分（これを遺留分と言います）に当たる金銭を請求できます。ですので、遺留分にも注意して、遺言内容を検討したほうがよいでしょう。」

説明 遺贈と相続では法的効果が異なる。一般に遺贈よりも相続のほうが有利であることが多いと思われる。上記のように両方書いておくとうまいだろう。
遺留分は、誰に認められるか、具体的な割合等を説明できるようにしておきたい。

質問⑨「遺産は、まず妻に相続させ、その後妻が亡くなったら、妻から長男に相続させたい。遺言書を書くにはどうすればよいでしょうか。」

答例 「いわゆる後追い遺言ですね。後追い遺言は、有効だという説と、無効だという説があります。無効になってしまう可能性がありますので、積極的におすすめはしません。ある程度工夫することで、無効になる可能性を減らすことはできるかも知れません。」

説明 工夫の例として、下記が考えられる。

- ・通常どおり夫から妻に相続させる遺言書を作成する（付言で長男に二次相続させて欲しい旨を記載するとよい）。
- 併せて妻は、長男に相続させる遺言書を作成する。
- ・信託を利用する。

無料相談会等、時間の制限がある場合、信託については簡潔に説明し、それ以上は別に相談することをすすめたい。

質問⑩「遺産のうち、自宅だけは、まず妻へ、その次は息子へ継がせたい。遺言書を書くにはどうすればよいでしょうか。」

答例 「いわゆる後追い遺言ですね（後追い遺言への答例は省略）。」

「まず、夫が自宅を妻に相続させる遺言書を作ります。同時に、妻も夫から相続した自宅があれば、これを息子に相続させる、という遺言書を作ります。そのような方法が考えられます。」

- 説明
- ・夫の遺言書『遺言者は、その有する下記不動産を遺言者の妻〇〇（生年月日）に相続させる。』『妻〇〇が、遺言者よりも先又は遺言者と同時に死亡した場合は、同人に相続させるとした不動産は、遺言者の長男〇〇（生年月日）に相続させる。』
 - ・妻の遺言書『遺言者は、遺言者の夫〇〇（生年月日）が死亡した場合に同人から相続すべき下記不動産を、遺言者の長男〇〇（生年月日）に相続させる。』
 - ・信託を利用する方法もある

質問⑩「遺言書を書いたら、もう変えられないのですか。変更するとしたらどうすればよいでしょうか。」

答例 「自由に変更することができます。」

「新たな遺言書で、撤回の意思表示をして、全部でも一部でも取り消すことができます。方式が異なっても大丈夫です（例：公正証書遺言を自筆証書遺言で撤回する）。」

「複数の遺言書で内容が矛盾している場合、日付の新しい方の内容が有効となります。この方法でも変更できます。」

「別の方法として、自筆証書であれば破り捨てることもできます。このとき、法務局に保管している場合は、まず取り戻す手続きを行ってから、破棄することになります。」

説明 一度作成した遺言書を変更したり、撤回したりすることは可能である（民法第1022条～第1025条）。

前の遺言書と後の遺言書とで内容が矛盾している場合、後の内容が優先する（民法第1023条）。実務上は、以前の内容を撤回することをはっきりと明記した上で、新しい遺言内容を記載したほうがよいだろう。

遺言書の内容を全面的に変更するような場合は、前の遺言書自体をすべて撤回した上で、完全に新たな遺言書を書き直した方がよいだろう。

質問⑫「遺言書で、『預貯金は長男に相続させる』と書きたいのですが、もし入院して高額
の費用がかかったりして、お金を使いたい場合は、どうすればよいでしょうか。」

答例 「財産の処分は遺言者の自由です。遺言の内容に縛られることはありません。」「もし、
お金などを使った結果、遺言に書いてある財産が無くなっていたら、その部分は単に
遺言がなかったこととなります。」

説明 生前に財産を処分した場合は、その部分の遺言は撤回したものとみなされる（民法第
1023条第2項）。遺留分対策で記載していた相続が撤回される場合、注意する。

質問⑬「親が遺言書を書いているようです。遺言書を無視して自分たちで話し合って相続す
ることはできますか。」

答例 「一般的に、相続人全員による遺産分割協議が成立した場合は、遺言書の内容と違っ
た遺産分割も有効だとされています。」

「ただし、次の場合は別です。①遺言書の内容を知らない相続人がいる②協議に参加
していない相続人がいる③受遺者が同意していない④遺言者が遺言と異なる内容の
遺産分割を禁じている⑤遺言執行者がいる場合で、その許可がない」

説明 共同相続人は、協議により遺産分割をすることができるとされている（民法第907
条）。

①内容を知っていれば協議に同意しなかった可能性がある

②この点一般の方は案外ルーズなことがある

③遺贈の放棄に同意が必要

④民法第907条～第908条

⑤民法第1013条第1項

細かいのでよく理解してから、相談に回答したい。判例も参照。

質問⑭「遺言書があっても、相続人が勝手だと、そのとおりにはないように思えます。
どうすればいいでしょうか。」

答例 「一般の方がご自分だけでこっそりと書いた遺言書の場合、仰るようなこともあり得
ると思います。そうならないための工夫があります。①公正証書遺言にすることで、
筆跡が違うこともなく、本人意思だということも概ね保証されます。②遺言執行者を

指定することで、遺言どおりの相続が実現される可能性がかなり高くなります。③「付言」に遺言書作成の経緯や気持ちなどを書き、明らかにすることで、理解を得られる可能性があります。④遺言執行者に遺言書を預け、また死亡時に遺言執行者に伝わる工夫をします。」

説明 公正証書なら、証人複数名の立ち合いにより本人意思であることがある程度担保される。遺言能力についても公証人が対面することである程度担保される。筆跡違いについては完全に回避できる。自筆証書は法務局に保管すれば、相続発生時、遺言執行者に通知することができる。遺言執行者をおけば、遺言執行者に遺言内容実現のための権利義務がある他、相続人が執行を妨げる行為はできなくなる（民法第1013条第1項）。結論は、書き方と託し方次第ということになるが、答例の他にも工夫は考えられると思う。

質問⑮「手書きの遺言書を、部分的にパソコンなどで作ってもよくなったと聞きました。具体的に教えてください。」

答例 「平成31年1月13日から変更になりました。自筆証書遺言は、全文を手書きする必要がありますが、遺言書に添付する「財産目録」部分だけは、手書きでなくてもよくなりました。」

「①財産目録全ページ（裏面に記載ある場合は裏面も）に署名と押印をしてください。

②遺言書本文とは別の用紙を使ってください。

③財産目録の様式は自由です。登記簿のコピーや通帳のコピーを財産目録としても構いません。」

説明 平成31年1月13日以降の自筆証書遺言に適用。

「前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合においては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。」（民法第968条第2項）。

質問⑯「法務局で遺言書を預かるサービスが始まったと聞きました。具体的に教えてください。」

- 答例 「①自筆証書遺言保管制度です。自筆証書遺言のみ対象です。
- ②自筆証書遺言は、相続発生後に家庭裁判所で「検認」が必要ですが、①で保管された場合は不要です。
- ③遺言書の形式に要件があります。A4用紙、余白左20mm、右5mm、上5mm、下10mm、全ページに通し番号。
- ④保管できる法務局は遺言者の(1)住所(2)本籍(3)所有する不動産の所在地を管轄する法務局のいずれかを選びます。
- ⑤手数料は3,900円です。
- ⑥必ず本人が出頭する必要があります。」

- 説明 長所 ・検認不要 ・紛失、改ざん等の防止
・費用が安い ・死亡時通知制度
- 短所 ・上記長所以外外の自筆証書の短所はそのまま
・遺言内容のチェックは全くされない
・本人出頭が必須、写真付き本人確認書類も必須

保管できる形式が決まっており注意。通し番号は*/*。財産目録の登記事項証明書等についても通し番号が必要。

保管できる法務局と管轄はウェブサイトを確認

保管2通目以降は同じ法務局でなければならない

本人出頭時、歩行補助の介添人等は可

電話かWebで予約し、予約日に出頭して保管申請する

原本は返却されない、必ず写しを取っておく

遺言者等の住所等変更時、届け出必要

死後、閲覧等をする相続人に通知される

死亡時に通知する制度は1名のみ、利用は任意